

平成31年3月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成31年3月27日 午後3時00分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 □欠席 ⊕遅刻 ⊙早退)		
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享	
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信	
○ 7 番 松尾 奈津子	☒ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆	
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	☒ 12番 梶山 達男	
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資	
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清	
○ 19番 山川 重晴			
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男	○ 岩木 保徳
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海	○ 松永 勝也
			○ 萩原 健詞
			○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子	
主 任 瀬尾 幸久	主 任 川村 和夫		
7. 議 長	山 川 重 晴		
8. 議事録署名委員の指名			
7 番 松尾 奈津子	9 番 崎 田 隆		

事務局長

皆様こんにちは。早いもので3月も今週で終わろうとしております。桜も少しずつ開花しているようで、これから暖かくなり、春の農作業も忙しくなっています。委員の皆様におかれましては、本日が任期1年目の最後の定例会となります。この1年間大変お忙しい中に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

さて、平成31年第1回市議会定例会は、3月15日で終わり、農業委員会の予算に関しましては、要求どおり承認をいただいております。

また、3月20日、先週の木曜日に人事異動の内示が発表されております。人事異動規模としては、昇任13名、異動115名、合計128名の異動でございます。大きな変更点といたしましては、「商工振興課」と「食と観光のまち推進課」が統合され、「地域経済活性化」となったことと、消防団の業務が本庁の「防災課」から「松浦消防本部」（消防署）に移管されたこととなります。また、各課の課長等につきましては、退職された課長の後任以外の変動はないなど比較的小規模なものとなっております。農業委員会事務局におきましては、本庁職員、福島、鷹島支所職員ともに職員の異動はあっておりませんので、事務局長はわたくし眞弓が務めさせていただき、森田次長、辻田農地係長、瀬尾主任の4名と福島支所の松永分室長と前川副主任、鷹島支所の木山分室長と川村主任の総勢8名で4月からも職務に当たらせていただきますので、改めてよろしく願いいたします。

なお、農地中間管理事業推進員として2年間にわたりご尽力いただいた、大久保さんが3月末で退職され、4月からは元JA中央会職員の丸田さんに変わられます。本日の歓送迎会で改めてご紹介したいと思っております。

さて、平成30年度の委員さんの手当の加算分である、農地利用最適化交付金について、お話をさせていただきたいと思っております。まずは、農地集積です。旧法の考え方と新法に移行した農業委員会の考え方が異なっており、計算方法も変わっております。新法では「担い手」（「人・農地プラン」に掲載されている担い手）への集積が積極的になされている農業委員会が高い評価となる仕組みとなっております。県から目標値として設定されていた「担い手」への農地集積面積が46ヘクタールに対し、12月末現在の担い手への集積面積が99ヘクタールのとなっており、215%の達成率となっております。達成度が130%以上の農業委員会は、最適化交付金の評価点が13点で最も良い評価となっており、これが今後皆さんに支給される手当の加算分に反映されます。次に、遊休農地の解消です。平成30年3月末の遊休農地面積が4.8ヘクタールで全農地面積の0.22%となっております。また今年度の12月末現在の遊休農地面積が3.8ヘクタールで0.18%となっております、どちらも遊休農地率が1%を切っております。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、3月の定例会に入りたいと思っております。

会長

皆様、こんにちは。本日は、ご多忙の中にご出席いただきありがとうございます。今年度も、この委員会が最終となります。4月から新体制になり農業委員数が半分になりましたが最適化推進委員が入られまして、全体的な人員は変わっておりませんが、新体制の中で1年間やってきたわけでございます。先月にも、少しお話ししましたが、私どもは県、農業会議、農

業委員会が連携をしまして、5つの事業で取り組んできたわけでございます。1つは、農地の集積、2番目に遊休農地の解消、3番目に適正な農地処理、そして4番目に農業者年金新規加入の推進、そして5番目に全国農業新聞購読者の獲得です。実績としましては、農地集積では、年度当初に1人当たり2ヘクタール以上をお願いしておりました。全体で74ヘクタールになりますけれども、149.1ヘクタールということで、これを大きく上回った実績でございます。それから、遊休農地の処理でございますけれども、0.9ヘクタールに對しまして、3.85ヘクタールとこちらも実績を大きく上回っております。それから3番目として適正な非農地処理は、今日の議案の分も含めまして目標が25ヘクタールに對しまして、40.6ヘクタールとなっておりますので、これも大きく上回っております。農業者年金の加入につきましても、2名ということで推進をしてきたわけですが、2名の目標に對しまして、実績が2名ということでございます。以前は7名とか8名の加入者があったこともありますが、最近はほとんどの年が1名となっております。特に推進にあられた皆様方にはお礼を申し上げます。また、農業新聞購読部数につきましても112部に對しまして122部ですので10部上回っております。最適化交付金につきましても、皆様の活動実績によっていただいているものでございます。今後、来年度につきましても、皆様方のご協力をいただきながら、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

もうひとつは、平成30年度ながさき県農業委員会1・1・1運動に関する書類の提出のお願いでございます。提出方、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案に入りたいと思います。欠席届が届いております。8番 田中委員、12番 梶山委員 の2人が欠席でございます。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。7番 松尾委員、8番がお休みなので、9番の崎田委員に議事録署名人をお願いいたします。

では、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業報告でございます。1件目は、平成31年1月17日にあっせんの申出があった分ですが、現在、相手方を選定中です。

2件目は、平成31年1月23日に申出があった分ですが、この分につきましては、3月13日にあっせん会を開催し、1回で協議が整いましたので、3月15日に調印式を行いました。場所はいずれも市役所です。あっせん委員の松瀬推進委員、松田推進委員、ありがとうございました。

3件目は、平成31年2月4日にあっせんの申し出があった分ですが、抵当権抹消の手続きが本日終わったということですので、今後、あっせんの手続きを進めていくことになります。

以上です。

議長

それでは、あっせん委員さんからも状況の報告をお願いします。まず、1件目からお願いします。

推進委員 推進委員の萩原です。3筆ということですが、実際、田が2枚になって
いますので、2名の方と交渉している途中です。

議 長 ありがとうございます。次に、次の件についてお願いいたします。

推進委員 推進委員の松瀬です。事務局の説明のとおりでございます。第1回のあ
っせん会で、双方合意の上、調印式まで終わることができました。抵当権
のことやお墓の部分のことを考えまして、対価が20万円ということになり
ました。

議 長 ありがとうございます。それでは、3件目につきましてお願いいたし
ます。

推進委員 事務局から説明がありましたとおりで、抵当権が取れましたという連絡
がありました。今後は、農業委員会事務局と連絡を取りながら、あっせん
会を開催したいと思えます。

議 長 ありがとうございます。お世話掛けますが、よろしくお願いいたしま
す。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について、ご説明
いたします。

貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が御厨町西田免の10筆で
地目はすべて田、合計面積11,391㎡です。通知年月日が平成31年3月14
日、同日受付です。平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10
年の賃貸借契約となっておりましたが、借人の都合による解約になります。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

<申請事件の処理状況>

農地法関係

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	資材置場	1,351㎡	H31.2.25 取下げ
	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	624㎡	H31.3.14 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	資材置場及び駐車場	264㎡	H31.3.14 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	資材置場及び駐車場	267㎡	H31.3.14 許可

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	6	27,373 m ²		27,373 m ²
賃借権	3	5,207 m ²		5,207 m ²
使用貸借	3	22,166 m ²		22,166 m ²
計	6	27,373 m ²		27,373 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	4	35,719 m ²		35,719 m ²

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	697	220,510 m ²	162,867 m ²	383,377 m ²

議長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 3ページをご覧ください。議案第13号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成31年3月28日としております。4ページに農用地利用集積総括表を添付しております。5ページに賃貸借権新規設定分、使用貸借新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の農業委員さんをご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。これは、皆様方のほうから掘り起こし報告を出していただいたものの集計でございます。

何かご意見等はございませんか。

意見もないようでございますので、議案第 13 号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を 3 月 28 日といたします。

次に、議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。これは、農業委員さんの分でございます。

(関係委員 退席)

この件について、何かご意見はございませんか。

意見もありませんので、議案第 14 号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を 3 月 28 日といたします。

(関係委員 着席)

次に、議案第 15 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局 14 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。15 ページをご覧ください。公社が A 氏から借受けた分を B 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。16 ページに B 氏の経営状況を記載しております。

17 ページをご覧ください。公社が C 氏、D 氏から借受けた分を（家族の）E 氏に貸付ける分で、8 年間の使用貸借契約になります。18 ページに E 氏の経営状況を記載しております。

19 ページをご覧ください。公社が F 氏に貸付けていた分ですが、農地法 18 条 6 項による合意解約の通知が提出されましたので、新たに G 氏に貸付ける分で、7 年 11 月の賃貸借契約になります。20 ページに G 氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。

ご意見もないようですので、問題ないという意見を付して提出することで異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、議案第 15 号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものとしたします。

次に議案第 16 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

こちらは、農業委員さんに関連する計画になりますので、関係します委員さんは退席をお願いいたします。

（関係委員 退席）

事務局 23 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。こちらは委員さん分になります。24、25 ページをご覧ください。公社がH氏に貸付ける分(A to A)で、10 年間の使用貸借契約になります。26 ページにH氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。

（意見等なし）

ご意見もないようですので、問題ないという意見を付して提出することで異議ございませんか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 16 号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものとしたします。

（関係委員 着席）

次に、議案第 17 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局 議案第 17 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かについて説明いたします。

今回は昨年8月から10月にかけて農地パトロールにより再生困難な土地と判断したものについて、所有者に文書により内容を確認し、その結果、山林・原野で間違いないと回答があった土地について、今回総会に諮って

おります。併せて期限までに回答がなかったものについても、非農地と決定する旨を記載しておりましたので、今回、議案のほうに上げております。

今回、全体分については、スライドは用意しておりませんが、農地パトロール、または個別の現地確認及び本人への確認を済ませたうえでの提出となっておりますので、その点ご了承願います。各委員さんにおかれましては、受け持ち担当地区のご確認をお願い致します。

また、それとは別に新たに所有者からの非農地の申し出があった土地についても併せて記載しております。

議案の 29 ページから 41 ページに一覧表を載せております。田が 346 筆の 220,510 m²、畑が 351 筆の 162,867 m²、合計 697 筆の 383,377 m²です。

その新たに所有者から非農地の申し出があった分についてご説明致します。29 ページ、No. 3 です。申し出地は、星鹿町岳崎免、台帳地目 畑、現況地目 原野 684 m²です。スライドをご覧ください。ご覧頂いているように、既に荒廃していて竹林にもなり原野化しております。

次に、30 ページ、No. 49～52 です。申し出地は、御厨町下登木免の 4 筆です。スライドをご覧ください。ご覧頂いているように、既に荒廃していて原野化、山林化しております。

次に、30 ページ、No. 85～90 です。申し出地は、御厨町木場免の 5 筆です。スライドをご覧ください。ご覧頂いているように、既に荒廃していて原野化山林化しております。

ずっと以前から保留になっていたものも入っていますので、今回の農地パトロールで、B 分類になったものより多くなっていると思います。現在、農地台帳の整理を行っていますが、そこでの修正分を反映させております。かなりの量になってはいますが、市外の方と所有者がよくわからなかったものが、40ha ぐらい残っています。それについては、所有者が判明し次第、来年度の総会でお出しすることになると思いますので、ご了解いただきたいと思います。

議 長

今、説明がありましたとおり、関係する方には文書で通知をして、本人さんが確認されたものがこちらに上がってきております。B 分類を山林原野にするということでございます。

国としましても、「山林原野化しているところは農地から外しなさい」という指導を行っておりますので、我々もその指導に則ってやらざるを得ないと思います。

この件につきまして、皆様方から質疑等はございませんか。

5 番

5 番 武部です。お願いがございます。こちらに、国土調査が済んでいるところと、そうでないところを表示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

国土調査法と、農業委員会の非農地通知は全く別のものがございます。農業委員会が独自に判断して、農地から外すものが非農地調査になります。国土調査で外す外さないは、その個人の考え方です。現況に合わせて変えていくということです。「農業委員会としては、この農地を農地台帳

から外します。」というのが非農地通知です。そういうことで、国土調査とは全く関係ありません。調べようとするなら、国土調査係で調べるしかありませんが、鷹島町や福島町は、昭和 50 年代の頭に国土調査は終わっております。非農地調査は、それから変わってきている現状に合わせて調査をしています。今福町も全部ではありませんが、海岸沿いの部分は先に終わっております。栢木、西山等も終わっております。そういったことで、一筆ごとに調べるとなると、他の課のデータと照合する必要があります。その作業は、おそらくとんでもない量です。多分、不可能だと思います。

議長 ほかに関心ありますか。

事務局 もうひとつ補足です。農地パトロールで印をつけた中に、農業振興地域内の農用地がかなり含まれていました。

それが、農用地の一体化を崩すと農林課が判断したものは、この中から省いております。今年度が、農振農用地の見直しの時期で、来年度中には出ると思いますので、それを待って、その辺の処理をしていくことになると思います。

推進委員 推進委員の早坂です。私の担当地区で、三か所あったと思いますが、こちらに載っていないということは、農振農用地なののでしょうか。

事務局 農林課がチェックしているので、細かい部分については分かりかねますが、コンクリート舗装等がしてあるところは、あくまで違反転用です。非農地とは、山林原野化したものをいいます。また、違反転用したものは、地元委員さんと協力して、元に戻させる話をするか、もしくは、そのままであるなら、違反転用の申出をさせて、県に連絡する必要があります。

あくまで、非農地通知は、山林化や原野化したところになります。

議長 ほかに関心ありますか。

(意見等なし)

ほかに関心ありますか。ご意見がないようでしたら、非農地通知を交付して、農地台帳から落としていく作業に移りますが、よろしいでしょうか。

委員 それでは、議案第 17 号は非農地通知を交付することといたします。

次に、議案第 18 号 平成 31 年度農業臨時雇い標準賃金等についてを議題といたします。

事務局 42 ページをご覧ください。議案第 18 号 平成 31 年度農業臨時雇い標準賃金等についてご説明いたします。平成 31 年度における農業臨時雇い標準賃金について、意見を公表するものです。

まず農作業の賃金ですが、770 円に据え置いております。現在、長崎県

の最低賃金は762円で、今年10月の改定で9円以上の改定になれば、最低賃金を下回ることとなりますので、その場合には9月に改めてご審議いただきたいと思っております。

次に、2の機械作業・その他の請負料金は、機械燃料を含めて表2が適当であるという表2につきまして、畦塗り(機械)の作業を追加しております。インターネット等で他市の状況を調べましたところ、1m当たり30円から50円が多かったので、平均を採って40円としております。また、その他の作業については、昨年と同額に据え置いております。

3番としまして、賄いは地域の習慣によるものとする、4番は交通費を要する場合は双方協議する、5番はこの農作業賃金は標準額であるので当事者双方で協議するものとする、と追記をしております。以上、事務局からのご提案でございます。今ご提案した、1番と2番の金額が妥当かということをご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〈 協議の結果は以下のとおり 〉

1. 農業臨時雇い標準賃金の日額

作 業 別	労働時間	金 額	備 考
田 植(機械植補助)	1時間	□ 770 円	
稲刈(機械刈補助)	1時間	□ 770 円	
一 般 農 作 業	1時間	□ 770 円	
農 機 具 運 転	1時間	□ 770 円	
み かん 収 穫	1時間	□ 770 円	
ぶ どう 袋 掛	1時間	□ 770 円	

2. 機械作業・その他の請負料金(機械燃料を含む)

作 業 別	単 位	金 額	備 考
耕 起	10a当り	5,500 円	
代 か き	10a当り	6,000 円	
機 械 田 植	10a当り	6,000 円	苗作りは別、付帯作業を除く
畔 塗 り	1m当り	40 円	
バインダー稲刈	10a当り	6,000 円	結束紐は含まない
水 稻 中 苗 育 苗	1箱当り	615 円	
コ ン バ イ ン	10a当り	12,000 円	
ハ ー ベ ス タ ー	10a当り	6,000 円	結束紐は含まない
飼 料 刈 り 取 り	10a当り	2,000 円	
飼料収穫(集草・反転)	10a当り	2,000 円	

3. この農作業賃金は標準額であるので、当事者双方で協議し決定するものとする。

4. 賄いは、地域の慣習によるものとする。

5. 交通費を要する場合は双方協議する。

以上で付議事項はすべて終了いたしました。次回の開催予定をお伝えいたします。次回の農業委員会は4月24日、13時30分から市民ホールで開催予定です。ほかに皆様方から何かございませんでしょうか。

(質問等なし)

何も無いようでございますので、これで3月の農業委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございますございました。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

16時55分